

第4 道路の上空に設ける通路

道路の上空に設ける通路の取扱いは、昭和32年7月15日（建設省発住第37号、国消発第860号、警察庁乙備発第14号）の通達に基づき、次により運用する。

1 運用上の留意事項

- (1) 許可等に関する事務の連絡及び調整を行なうため関係のある道路管理者、特定行政庁、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会を設けること。
- (2) 各機関は、それぞれ所管事項に関して責任を有するとともに、他の機関の所管事項に関する意見を尊重するものとし、連絡協議会において各機関の意見が一致した場合に限り、許可等をするものとする。
- (3) 連絡協議会は、許可等の申請があったとき開催するものとするが、必要があるときは、あらかじめ開催し、この許可基準に対する制限の附加等に関する事務の打合せを行ない、必要に応じ適宜の方法により周知させること。
- (4) 道路の上空に通路を設けることは、安全上、防火上、衛生上その他都市計画的な見地からいろいろな問題が多いので設置場所、位置等について慎重に検討し、みだりに設置を認めないこと。
- (5) 法第8条に基づく防火管理については、接続される防火対象物を一体として行うこと。ただし、公共用通路については、この限りでない。
- (6) 避難のための通路を道路の上空に設けた場合においても、建基政令の避難階段等の規定は、緩和されるものではないこと。
- (7) 道路の上空に通路が設けられた場合においては、ややもすれば通路内又はその下の道路上にみだりに商品、立看板、自転車等を存置するようになり易いので、このようなことがないように厳重に取り締ること。
- (8) 各機関は、道路を縦断する通路その他特殊な通路については、この基準に抵触しないものであっても、当分の間、それぞれ中央機関に連絡のうえ、その処理を行なうこと。

2 通則

- (1) 道路の上空に設ける渡り廊下その他の通路（以下「通路」という。）は、建築物内の多数人の避難又は道路の交通の緩和等相当の公共的利便に寄与するものでなければならない。
- (2) 通路は、交通、防火、安全、衛生及び美観を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれのあるものであってはならない。
- (3) 通路は、たとえ臨時的であっても売場、店舗、商品置場、事務室等通行又は運搬以外の用途に供してはならない。
- (4) 通路は、これを設ける道路に面する建築物の採光を著しく害するものであってはならない。
また、通路を設ける建築物の通路の直下にある居室の開口部を採光に有効でないものとした場合においても、当該居室の採光が建基法第28条第1項の規定に適合する場合に限りこれを設けることができる。

- (5) 通路は、消防用機械の移動又は操作、救助、注水その他の消防活動を妨げるものであってはならない。
- (6) 通路の規模は、常時通行する人数若しくは運搬する物品の数量又は非常の際避難する人数に応じて最小限度とすることとし、その階数は1とし、その幅員は6 m以下としなければならない。
- (7) 通路は、信号機若しくは道路標識の効果を妨げ、又は道路の見透しを妨げ、その他道路の交通の安全を害しないように設けなければならない。
- (8) 各機関は、通路を設けようとする場所等の特殊性により、この基準のみによっては、通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障があると認めるときは、所要の制限を付加するものとする。
- (9) 各機関は、風土の状況、消防機械の種類、建築物の構造等の特殊性により、この基準に定める制限の効果と同等以上の効果をもたらす他の方法がある場合若しくはこの基準の一部を適用する必要がない場合又はこの基準をそのまま適用することによって通行上、防火上、安全上、衛生上その他周囲の環境保持上支障がある場合において、この基準の一部を変更して実施し、又はその一部を除外する必要があると認めるときは、それぞれ中央機関に連絡のうえ、その処理を行なうものとする。

3 通路の設置数及び設置場所

通路の設置数及び設置場所は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路は、同一建築物について1個とすること。ただし、建築物の用途及び規模によりやむを得ないと認められる場合においては、建基政令第145条第2項第1号又は第3号に該当するもの1個、同項第2号に該当するもの1個、計2個とすることができる。
- (2) 通路は、次に掲げる場所に設けないこと。ただし、周囲の状況等により支障がないと認められるときは、イの水平距離を縮小することができる。
 - ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所。
 - イ 道路を設ける建築物の隣地境界線から水平距離10m以内の場所。

4 通路の構造

通路の構造は、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 通路の防火措置は、次に掲げるところによること。ただし、用途及び周囲の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。
 - ア 通路を設ける建築物から5 m以内にある通路の床、柱（通路を設ける建築物の柱で通路を支える柱を含む。）及びはりには耐火構造とすること。
 - イ 通路と通路を設ける建築物との間には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
 - ※ 特定防火設備は、建基政令第112条第14項第2号に適合すること。◆
 - ウ 通路を設ける建築物の外壁の開口部が大きい場合等で、その建築物の火災によって通路による避難に支障がある場合には、その開口部に防火戸を設ける等通路による避難が安全であ

るように適当な措置を講ずること。

※ 通路を設ける建築物の外壁の開口部で接続部分から3m以内にあるすべての開口部には、防火設備を設けること。

エ 通路には、適当な排煙の措置等を講ずること。

排煙措置等として、次に適合する排煙用開口部、機械排煙設備及び消防隊が進入するための開口部を設けること。◆

(7) 排煙用開口部

- a 手動又は煙感知器と連動して外気に開放できるものであること。
- b 天井（天井のない場合は屋根）に設けるものにあつては、当該開口部の幅はおおむね上空通路の幅員で、長さは1m以上の大きさを有するものであること。
- c 前bの開口部は、接続建築物に近接した部分に設けること。
- d 外壁に設けるものにあつては、両側に上空通路の長さの $1/3$ 以上で高さが1m（天井（天井のない場合は屋根）から1.5m以内の部分に限る。）以上のものその他これと排煙上同等以上のものであること。

(イ) 機械排煙設備

機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部に排出することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

※ 機械排煙設備は、建基政令の規定を準用すること。

(ウ) 上空通路の設置階が3階以上の場合は、次のすべてに適合する消防隊が進入するための開口部を設けること。ただし、当該階への進入が容易な場合は、この限りでない。

- a 消防活動上有効な場所に2以上設けること。
- b 外部から容易に進入できる構造であること。
- c 消防隊が進入するための開口部は、直径1m以上の円が内接するもの又は、幅及び高さが、それぞれ75cm以上及び1.2m以上であること。
- d 消防隊が進入するための開口部には、その旨の表示を設けること。

(2) 通路の路面からの高さは、電線、電車線等の路面からの高さを考慮し、これらの物件に支障を及ぼさないような高さ（5.5m程度以上）とすること。

(3) 通路は、これをささえる柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。

(4) 通路は、これを設ける建築物の地震時の震動性状に応じて、適当な構造とすること。

(5) 通路の下面には、必要に応じ照明設備を設けること。

(6) 通路には、適当な雨どいを設けること。

(7) 通路の外部には、恒久的であると臨時的であるとを問わず、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は不必要な塗装をしないこと。